

預金商品概要説明書（通知預金）

●この「商品概要説明書」は、通知預金の商品内容の概要を記載したものです。

詳しくは「通知預金規定」をご覧ください。

1. 商品名	通知預金	
2. 販売対象	法人および個人	
3. 預入期間	預入期間の定めはありません。 （但し、預入日から7日間の据置期間が必要です。）	
4. 預入	(1) 預入方法	一括でのお預入れ
	(2) 預入金額	1,000円以上
	(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法	解約時に一括して払戻します。 （但し、解約される日の2日前までにご通知ください。）	
6. 利息	(1) 適用金利	お預入れ時に店頭表示された利率を約定利率として適用します。 （金利は、店頭の金利表示ディスプレイ、ホームページに表示しています。）
	(2) 利払方法	解約時に一括してお支払いします。
	(3) 計算方式	付利単位100円とし、1年を365日とする日割計算。
	(4) 税金	・個人のお客様は、利息に対し20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・法人（非課税法人を除く）のお客様は、利息に対し総合課税が適用されます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税され、20.315%の税率となります。
7. 据置期間中の中途解約	・据置期間中に中途解約される場合は、解約日における普通預金利率で、預入日から解約日の前日までの日数計算をした利息から税金を差し引き、元本と合わせてお支払します。 ・解約手数料は、いたしません。	
8. 付加できる特約事項		
	マル優	マル優制度の条件を満たす個人のお客様は、マル優のお取扱いができます。 ※マル優適格となる方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・遺族基礎年金受給者である被保険者の妻 ・寡婦年金受給者等
9. その他参考となる事項		
	(1) 一部解約	一部解約・一部引出はできません。
	(2) 証書	証書を発行します。
	(3) 預金保険制度	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 （預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。）

10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓 口：ひだしんお客様相談室】 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：30 電 話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/ ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03 - 3581 - 0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03 - 3595 - 8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03 - 3581 - 2249）、 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052 - 203 - 1777）、 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564 - 54 - 9449）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。 【窓 口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：00 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
--------------------------	--

（令和4年4月1日現在）